

会 員 各 位

公益社団法人全国ビルメンテナンス協会

会 長 一 戸 隆 男

新型コロナウイルス感染症に関する業界要望

(医療従事者慰労金交付事業) について

(新型コロナウイルス感染症に係る情報提供 No.45)

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。日頃より当協会の事業運営にご理解・ご協力を賜りまして厚く御礼を申し上げます。

さて、別紙のとおり全国ビルメンテナンス政治連盟と連名でビルメンテナンス議員連盟に標記要望を行い要望した内容が実現いたしましたので、資料を添えてお知らせいたします。

20年3月5日当初より感染リスクの高い施設を受託する方へ特別補償を求めてまいりましたが、令和2年度第二次補正予算内に医療従事者に慰労金を支払うという計画があり、医療機関より主に院内(病院)清掃業務を受託している、ビルメンテナンス企業従事者も支給対象となるかを確認したところ「外部委託業者は対象に含まれない」との見解があり、対象に含めるように改めて要望したものであります。(詳しくは資料1_慰労金に関する要望書と資料2_要望書・添付資料をご覧ください)

要望提出後、ビルメンテナンス議員連盟は迅速に対応をいただき6月12日に成立した第二次補正予算において、院内清掃業務等の外部委託業者の従事者も含まれることになりました。

慰労金は、資料3_第二次補正予算の4ページに記載の「患者と接する医療従事者等への慰労金の支給」になります。具体的には、資料4_第二次補正予算における慰労金の考え方の7枚目のとおりです。

都道府県から新型コロナ感染症の患者受け入れなどの役割を設定され、実際に新型コロナウイルス感染症の患者の診療等に当たった医療機関に従事している場合には、一人当たり20万円となり(但し、10日以上勤務が条件となります)、役割を設定されたが、実際の診療等を行っていない医療機関に従事している場合は10万円となり、その他の病院や診療所、訪問介護ステーション、助産所などに従事している場合は5万円となります。

この金額および主な対象は、医師、看護師などが中心になりますが、清掃従事者にも同額が支給されます。

本件を周知するため、資料5_医療関係宛・通知文、資料6_介護関係宛・通知文のとおり厚生労働省が通知文書を発出しております。資料5_医療関係宛・通知文の12ページ(Ⅱ)

②記載されている、「医療従事者や職員（派遣労働者の他、業務委託受託者の労働者として当該医療機関において働く従事者についても同趣旨に合致する場合には対象に含まれる。）であること」が該当します。

なお、外部委託業者で「患者との接触を伴い」「継続して提供することが必要な業務」にあてはまるのが、院内清掃、患者等給食、医療機関間患者搬送となり、院内薬局、売店、カフェ、理髪店等は合致しないとされております。

一方、資料6_介護関係宛・通知文は5ページの（Ⅱ）②の部分が該当しますので、併せてご確認ください。

今回の慰労金の対象施設には医療施設および介護施設さらには、障害福祉サービス施設も対象に含まれる予定であり、厚生労働省が自治体等に文書を発出した際及び支給方法や受給時の必要手続きが公表されましたら改めてご連絡をいたします。

以上、引き続き会員の皆様の声を基に、ひとつでも要望が実現するように活動を続けてまいります。

また、お気づきの点がございましたら、ご意見をお聞かせいただければ幸いに存じます。

敬 具

記

【添付資料】

資料1_慰労金に関する要望書

資料2_要望書・添付資料

資料3_第二次補正予算の概要

資料4_第二次補正予算における慰労金の考え方

資料5_医療関係宛・通知文（令和2年6月16日付け）

資料6_介護関係宛・通知文（令和2年6月19日付け）

以上

……………【本件に関する問い合わせ先】……………

公益社団法人 全国ビルメンテナンス協会 総務部 総務課 関内
〒116-0013 東京都荒川区西日暮里 5-12-5 ビルメンテナンス会館 5階
TEL 03-3805-7560 FAX 03-3805-7561 kenji@j-bma.or.jp